

議案第 158 号

三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（三次市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 三次市職員の給与に関する条例（平成 16 年三次市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改め、同条第 4 項中「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 三次市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 4 項中「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

（三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年三次市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例）

2 第 16 条第 1 項の規定により給与条例第 16 条の規定の例による場合にお

いて、給与条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当分の間、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

(三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年三次市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当に関する特例)

3 第7条第1項の規定により給与条例第16条の規定の例による場合において、給与条例第16条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当分の間、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。